

平成14年(ワ)第22416号 謝罪広告等請求事件

原告 大草 一 男 外1名

被告 株式会社報恩社 外4名

上 申 書

平成16年9月30日

東京地方裁判所 民事41部 合議1係 御 中

被告報恩社訴訟代理人

弁護士 今 井 浩 三

弁護士 稲 毛 一 郎

弁護士 松 村 廣 治

弁護士 幸 田 勝 利

弁護士 平 井 龍 八

弁護士 清 玉 達 之

- 1 被告報恩社は、「地涌」に掲載された本件各記事を真実と確信し、平成11年5月15日「地涌」選集を発売したものであり、本件各記事を真実と信じるにつき相当の理由があったと主張しているが、かかる主張を立証するにあたり、原告

X (死亡後、原告を承継した■■■■■) が提起した別件訴訟(東京地裁平成9年(ワ)第12606号、同平成10年(ワ)第20011号、同平成1

1年(ワ)第29115号,東京高裁平成14年(ネ)第771号)の一件記録の検討が不可欠であります。

2 そのため被告報恩社は,平成16年8月25日付で上記訴訟記録の謄写を東京地裁記録係に申請しましたが,同年9月中旬に代理人弁護士が記録係に確認したところ,担当書記官の話では本件訴訟と別件訴訟の争点に同一性があるか,記録が膨大なためその検討にはかなりの時間を要するとのことでした。

3 被告報恩社は,平成16年8月30日付の準備書面(5)を作成するにあたり,記録謄写を待てなかったため,相被告代理人に問い合わせの上,依頼をして,別件訴訟の関係者の供述調書,陳述書については写しを入手して書面を作成しました。その関係で引用した別件訴訟の供述や陳述書については,やむを得ず相被告代理人から入手したものを証拠として提出します。

しかしながら,被告報恩社としましては,別紙のとおり代表者本人の意向もありますし,代理人としても相被告間での共謀まで主張されている本件において,相被告の協力を得て別件訴訟の一件記録を入手することが適当であるか疑問なしとしません。

4 いつ許可がおりるか分からない謄写申請については,一旦取下げ手続きをしましたが,必要とあらば,再度,申請したいと思っています。いずれにしましても,被告報恩社は,別件訴訟の一件記録が手元にないため,宣徳寺(秋元)の電話盗聴やX宅等の盗聴等についての本各記事の真実性についての主張,立証,さらには相当性についての正確な主張,立証ができない状況にあることについて,ご理解頂きたいと存じます。

以上